

野田市告示第 1 7 8 号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 6 年 7 月 2 5 日から 令和 6 年 8 月 8 日まで
(但し、野田市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く)

令和 6 年 7 月 2 5 日
野田市長 鈴 木 有

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
1	3 1 3 4 3	中 央 3 1 3 4 3 号 線	野田字愛宕裏 7 2 1 番 1 地先	
			野田字愛宕裏 7 4 0 番 2 地先	